

交 建交労群馬県本部ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部
 〒371-0023 (略称・建交労群馬県本部)
 群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007
 FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com

新年あけまして

おめでとうございます

たまには空を見る牛になろう



昨年9月に開催された第22回県本部定期大会

「明けましておめでとうございます」と言いにくい新年を迎えました。

昨年は新型コロナウイルス、今年は変異コロナウイルスが猛威をふるいそうな気配です。ワクチンに期待したいのですが、運搬や接種効果、後遺症などにまだ不安を残しています。

そのコロナ禍で浮き彫りにされたのがセイフティネットの脆弱さと貧富の格差でした。政財界が推し進めた市場原理主義は国民を豊かにする原理

ではなく弱肉強食原理でしかなく、浮き彫りにされたのがセイフティネットの脆弱さと貧富の格差でした。政財界が推し進めた市場原理主義は国民を豊かにする原理

2021春闘で考えていることがあります。コロナ禍は群馬県だけで起きているわけではありません。また、特定の産業だけで起きているわけでもありません。言いたいことは、コロナ禍による国への政策要求は、全国・全産業統一要求・統一行動を可能にしているということです。こんなチャンス逃さない春闘方針を構築できたらいいのかなーと思っています。

色々考えて書いていたら時計はすでに丑の刻です。思いを反芻しながら深めていきたいと思えます。草ばかり食べていないで、たまには空を見る牛が好きです。

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部
 執行委員長 藤嶋 研

確定申告



昨年は持続化給付金や家賃支援金などの助成金を受給した人も少なくありません。これらの収入は雑収入

となりますが、消費税は非課税扱いです。

組合では毎年この時期に県本部事務所において下表のように毎週日曜日に税金相談会を実施していますが、コロナ禍のため電話相談や事前予約による平日相談も受け付けます。

【必要書類を忘れずにお持ちください】

- ① 昨年の確定申告書の控え（無くてもできるが、あると作成がスムーズに）
- ② 売上・経費のわかるもの（同封した組合の自主計算書等で集計してあると作成が早い）
- ③ 国民健康保険料の支払額。分からない場合は事前委

コロナ禍のため、予約による平日相談も実施

市役所へ問い合わせ。

- ④ 国民年金の支払い証明書（無いと控除できない）
- ⑤ パート所得のある配偶者は源泉徴収票
- ⑥ 生命保険料、介護保険料、地震保険の控除証明書
- ⑦ 住宅ローン控除（2年目以降は銀行の残高証明書だけで良いが、初回の場合は請負契約書、不動産登記簿謄本、住民票の写しが必要）

提出は簡単！完成したら郵便ポストへポイ！ 簡単・便利な組合の税金相談会でしっかりと節税を！

「確定申告は大変」「税務署は苦手」という人は組合の税金相談会に参加してみてもいいですか？

組合の確定申告は簡単・便利！完成した確定申告書は封筒に入れて郵便ポストにポイ。これで完了。税務署で待たされることはありません。気軽に仲間をさそって参加してください。

適当な消費税対応は危険です！

売上を900万円台で申告している人への税務調査が毎年多く発生しています。税務署は、こうした申告書について「意図的に消費税課税業者となるのを免れようとしているのでは？」と疑ってかかるのです。消費税を払いたくないからと安易に売上額を操作して1000万円以下にして申告することは大変危険です。税務署は税金取り立てのプロです。通常の税務調査は過去3年分ですが、悪質と判断されると税務調査は5年から、最長7年までさかのぼって行われ、悪質とみなされると重加算税が35%かかります。

日	時	会場
2月14日(日)	午前9:00 ~ 正午まで	建交労群馬 県本部事務所 〒371-0023 前橋市本町 3-11-12
2月21日(日)		
2月28日(日)		
3月7日(日)		

青色申告特別控除が 10万・55万・65万の3段階に

2020年分からは、青色申告特別控除の要件が変更されました。

- ①事業にかかる仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存を行う。
- ②確定申告書、青色申告決算書の提出をe-Taxを使用して行う。

2020年分の青色申告で最大65万円控除の適用を受けた場合、2020年9月30日までに申請と2020年12月31日までに電子帳簿保存対応の申告ソフトの使用開始が求められます。そしてe-Taxでの申告が必須になります。



初めて住宅ローン控除（減税）の適用を受けるときには、確定申告をすることが必要です。

以下の書類を用意します。

- 1、本人確認書類（aまたはb）の写し
 - a マイナンバーカード
 - b マイナンバー通知カードまたはマイナンバーが記載されている住民票 + 運転免許証やパスポートなどの本人確認書類
- 2、建物・土地の登記事項証明書 法務局から入手。
- 3、建物・土地の不動産売買契約書（請負契約書）の写し（不動産会社と契約した書類）
- 4、源泉徴収票 勤務先から入手。
- 5、住宅ローンの残高を証明する「残高証明書」住宅ローンを借入した金融機関から送付されてきます。
- 6、（一定の耐震基準を満たす中古住宅の場合）耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し契約した不動産会社から入手します。
- 7、（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合）認定通知書の写し（契約した不動産会社から入手）



2020年（令和2年）分の 確定申告の変更点

① 基礎控除が10万円引き上げ

基礎控除とは、誰でも所得にかかわらず一律で38万円でしたが、2020年分からは、合計所得が2,400万円以下は、48万円に増額されました。

② 配偶者（特別）控除は「48万円超133万円以下」に引き上げ

これまで、年間の合計所得金額が「38万円超123万円以下」であることが、配偶者控除の条件となっていたが、10万円引き上げられて「48万円超 133万円以下」となりました。

③ 扶養控除は「48万円以下」に引き上げ

配偶者以外の親族が受けられるのが、扶養控除です。

「生計を共にしている6親等内の血族及び3親等内の姻族」が対象。こちらも、配偶者控除と同様に、合計所得金額要件が「38万円以下」から「48万円以下」と10万円引き上げられることとなります。

④ 婚姻歴・性別に関わらずひとり親に適用される「ひとり親控除」

寡婦・寡夫控除についても変わります。2019年分までは「寡婦」および「寡夫」を対象とした控除は「寡婦控除」「特別の寡婦控除」「寡夫控除」の3種類でした。



2020年分からは「寡夫控除」がなくなり、「寡婦控除」と「ひとり親控除」の2種類となりました。ともに下記の要件をクリアしているか確認してください。

その年の12月31日の現況において住民票に事実婚含め、配偶者がいる旨の記載がない。本人の合計所得金額が50万円以下。そのうえで「生計を一にする子ども（総所得金額等が48万円以下）」がいれば、「ひとり親控除」に該当し、所得税35万円・住民税30万円の所得控除を受けられます。

もし、「生計を一にする子ども（総所得金額等が48万円以下）」がいなくても、理由が「離婚」ではなければ、寡婦控除が受けられます。所得税27万円・住民税26万円の所得控除を受けられます。